

学校図書館司書教諭

学校図書館司書教諭とは、学校教育に必要な図書や視聴覚教材、電子資料等の図書館資料を収集・組織・蓄積し、児童または生徒、教員の利用に供することにより、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の読書活動を支援する専門的職務に従事する教諭です。学校図書館司書教諭講習規定に定められた科目を、下記の方法により修得することによって、資格が与えられます。

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備考
科目	単位	科目	単位		
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	2	
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2	
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2	
		資格取得に必要な単位数		10	

受講資格

教育職員免許法に定める小学校、中学校、または高等学校の教育職員免許状取得見込みの者でなければなりません。また、第5セメスター終了時までに、以下の条件を満たしていることとします。

- ・ 累積 GPA が 2.00 以上であること。
- ・ 数検準 2 級を取得していること。
- ・ 日本語検定 3 級、漢検準 2 級または日本語文章能力検定準 2 級を取得していること。

*ただし、数検準 2 級に関しては、パソコン検定 3 級の取得または情報検索基礎能力試験の合格をもって替えることができる。

修了証書の取得申請について

小・中・高等学校教育職員免許状および司書教諭講習規程に定められた科目ならびに単位を修得すれば、「学校図書館司書教諭講習修了証書」（以下「修了証書」という）の申請資格が得られます。

- (1) 受講に関するガイダンス
第 2・4 セメスターの 1 月に実施します。受講希望者は必ず出席しなければなりません。
- (2) 申請に関するガイダンス
受講登録した学生を対象に、第 8 セメスターの 1 月に行います。ガイダンスには必ず出席しなければなりません。
- (3) 申請料は、申請者に対して請求するものとし、下記のとおりとします。
申請料は、申請手続を行った翌セメスターに保証人宛に送付される納入書によって、所定の納入手続を完了するものとし、申請料 5,000 円（申請料は経済状況などの変動により改定されることがあります）。
- (4) 申請書の受理後判定審査し、合格すれば卒業した年の 6 月～8 月頃に本学を經由して修了証書の申請を行い、翌年の 4 月に文部科学省より修了証書の授与となります。
- (5) 審査判定の結果、授与不可となったり、その他いかなる理由があっても、いったん納入した申請料は、返金しません。
- (6) 手続き等に関する各事項は、そのつど掲示により連絡します。